

宮崎県地球温暖化防止活動推進員の募集について

令和6年2月
宮崎県環境森林課

宮崎県では、県民の皆様が地球温暖化の現状やその対策に関する理解をより一層深め、温暖化防止に向けた取組を実践していただくため、ボランティアとして地域住民に対する助言や各種活動を行っていただく「宮崎県地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）を募集します。

1. 概要	地球温暖化対策の推進に関する法律第37条に基づいて、知事が委嘱する制度です。 ※この制度は、知事の委嘱を受けて活動していただくものですが、県の職員として採用されるものではありません。 ① 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。 ② 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。 ③ 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。 ④ 温室効果ガスの排出の量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。
2. 委嘱期間	委嘱する日（令和6年4月1日）から令和8年3月31日まで
3. 具体的な活動内容	(1)主な活動事例 ① 家庭電化製品の主電源のオフやマイカー利用の抑制、環境にやさしい商品の購入など、推進員自らが、日常生活の身近なところで地球温暖化対策を実践する。 ② 地球温暖化の現状及び対策の重要性についての住民の理解を深めるため、市町村や各種団体が主催する会合（自治会、婦人会、PTA、敬老会、子ども会など）の場で普及・啓発等に努める。 ③ 県及び市町村が行う地球温暖化対策に関する啓発活動に協力し、地域住民の温室効果ガス排出削減に関する助言や関係機関への照会を行うことによって、地球温暖化の防止に努める。 (2)活動報告 活動実績について、半年に1回（年2回）、県に提出していただきます。時期及び内容については、委嘱後に御説明いたします。

	<p>(3) 研 修 推進員として委嘱した方には、推進員としての活動が円滑にできるように研修を受講していただきます。(2回程度/年) 研修時期や内容等については、別途通知します。</p> <p>(4) 活動経費 ボランティアとしての活動ですので、県は謝金や活動経費を負担しません。</p>
4. 応募要件	<p>① 満18歳以上で県内在住の方</p> <p>② 地球温暖化防止に関する普及啓発や地域の温暖化防止の推進に熱意を持って取り組んでいただける方</p>
5. 応募方法	<p>① 提出書類 応募申込書(様式1)</p> <p>② 提出期限 令和6年3月15日(金) ※提出期限後も必要に応じて、随時応募を受け付けますが、委嘱式及び説明会には間に合わない場合がございますので、予め御了承ください。</p> <p>③ 提出先 次のいずれかに提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お住まいの市町村(地球温暖化対策担当課) ※地球温暖化対策担当課が不明の場合は、下記問合せ先にお尋ねください。 ●宮崎県地球温暖化防止活動推進センター 〒880-0911 宮崎市大字田吉ツンブリ6258番地20 公益財団法人 宮崎県環境科学協会 <p>④ 提出方法 郵送または持参</p> <p>⑤ その他 上記③に提出された書類は、推薦を受けた後、県環境森林課へ送付されます。応募書類につきましては返却しませんので御了承ください。</p>
6. 選 考	<p>応募者の活動経験などから書類選考の上、県が決定し、結果は応募者に通知します。</p>
7. 問合せ先	<p>宮崎県 環境森林課 環境計画担当 岩切</p> <p>電 話：0985-26-7084</p> <p>F A X：0985-26-7311</p> <p>E-mail：iwakiri-akihiro@pref.miyazaki.lg.jp</p>